

盛岡市一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 盛岡市長 様					
住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名 ㊟ 電話					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項の規定により，一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので，関係書類及び図面を添えて申請します。					
設置の場所					
許可の年月日及び許可番号					
埋め立てた一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は，その旨を含む。）及び数量	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">種 類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">数 量 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	数 量 (m ³)		
種 類	数 量 (m ³)				
埋立地の面積及び埋立ての深さ					
埋立処分の方法					
埋立処分開始年月日					
埋立処分終了年月日					
悪臭の発散の防止に関する措置の内容					
火災の発生防止に関する措置の内容					
ねずみの生息及び害虫の発生防止に関する措置の内容					
地下水等の水質の状況					

(裏面)

埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※事務処理欄	
備考 1 ※の欄は記入しないこと。 2 地下水等とは、最終処分基準省令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいうこと。 3 保有水等とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいうこと。 4 覆いとは、最終処分基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいうこと。 5 市長が定める部数を提出すること。	

(A 4)